

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次

規 則

- 市町村に対して交付される地方交付税のうち普通交付税の額を算定するための基準財政収入額の算定に関する規則を廃止する規則……………（市町村課） 15
- 地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則……………（市町村課） 15

告 示

- 農地保有合理化事業の実施に関する規程の廃止承認……………（農業経営課） 15
- 道営土地改良事業変更計画の決定……………（農業施設管理課） 15
- 土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課） 16
- 土地改良事業の施行の協議の適否の決定……………（農業施設管理課） 16
- 特定調達契約に係る入札の公告……………（漁業管理課） 16
- 知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課） 17
- 農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 18

支 庁 告 示

- 貸金業法の規定による貸金業者の登録の取消し（2件）…………… 18
- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 18

道教育庁上川教育局告示

- 特定調達契約に係る入札の公告…………… 20

道警察本部告示

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正（2件）…………… 21

規 則

市町村に対して交付される地方交付税のうち普通交付税の額を算定するための基準財政収入額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第6号

市町村に対して交付される地方交付税のうち普通交付税の額を算定するための基準財

政収入額の算定に関する規則を廃止する規則

市町村に対して交付される地方交付税のうち普通交付税の額を算定するための基準財政収入額の算定に関する規則（昭和37年北海道規則第154号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第7号

地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則を廃止する規則
地方特例交付金に係る市町村たばこ税増収見込額の算定に関する規則（平成11年北海道規則第106号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第78号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、由仁町農業協同組合から申請のあった農地保有合理化事業の実施に関する規定の廃止を次のとおり承認した。

平成21年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- | | | |
|---|--------------|-----------------------|
| 1 | 農地保有合理化法人の名称 | 由仁町農業協同組合 |
| 2 | 廃止の内容 | 農地保有合理化事業規程の廃止 |
| 3 | 廃止年月日 | 平成21年1月27日 |
| 4 | 廃止する理由 | 栗山町農業協同組合との合併による農協の廃止 |

北海道告示第79号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成21年2月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同条第6項において準用する同法第87条第6項の規定に

基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成21年 2 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
大沼中央	経営体育成基盤整備（農業用排水施設、暗きょ排水）	北海道上川支庁
大沼南	同（農業用排水施設、暗きょ排水、区画整理）	同

北海道告示第80号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、厚真町厚南第1地区の換地処分をした。

平成21年 2 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成21年 2 月10日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成21年 2 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
浦幌町	豊 北	維持管理	北海道十勝支庁
豊富町	有明農道幹線	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用道路）	北海道宗谷支庁

北海道告示第82号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年 2 月 6 日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 調達をする物品等の名称 船舶用燃料及び潤滑油

(ア) A重油 J I S 1種2号 1 ℓ当たりの単価

(イ) 軽油 J I S 2号 1 ℓ当たりの単価

(ウ) 潤滑油

a シェルリムラF B30又は同等品 1 ℓ当たりの単価

b シェルリムラF B40又は同等品 1 ℓ当たりの単価

c シェルロテラS X40又は同等品 1 ℓ当たりの単価

イ 数量（調達予定数量）

(ア) A重油 J I S 1種2号 1,083,000 ℓ

(イ) 軽油 J I S 2号 684,000 ℓ

(ウ) 潤滑油

a シェルリムラF B30又は同等品 17,300 ℓ

b シェルリムラF B40又は同等品 7,400 ℓ

c シェルロテラS X40又は同等品 4,400 ℓ

(2) 調達をする物品等の仕様等 (1)に同じ。

(3) 契 約 期 間 平成21年 4 月 1 日から平成22年 3 月31日まで

(4) 納 入 場 所 稚内港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、根室港及び網走港

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第24条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(4) 船舶用燃料及び潤滑油は、次に掲げる港で給油可能なこと。

稚内港、小樽港、函館港、室蘭港、浦河港、十勝港、釧路港、根室港及び網走港

(5) A重油と軽油の給油に際しては、1回の給油量が3,000リットル以上可能なこと。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成21年 2 月 6 日から同年 2 月27日まで（日曜日、土曜日及

び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道水産林務部水産局漁業管理課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 本庁舎地下1階 水産林務部2号会議室（郵便等による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課） (2) 入札日時 平成21年3月26日（木）午後1時30分（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信封筒（あて先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、北海道水産林務部水産局漁業管理課に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のオ及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所 在 地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目	電話番号 011－204－5486 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : Fuel and lubricant for marine engine a Nature : a unit price per liter (a) Fuel oil A (JIS class 1, No. 2) (b) Gas oil (JIS No. 2) (c) Lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent) (d) Lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent) (e) Lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent) b Quantity : (a) Approximately 1,083,000 liter fuel oil A (JIS class 1, No. 2) (b) Approximately 684,000 liter gas oil (JIS No.2) (c) Approximately 17,300 liter lubricant (Shell Rimura FB30 or equivalent) (d) Approximately 7,400 liter lubricant (Shell Rimura FB40 or equivalent) (e) Approximately 4,400 liter lubricant (Shell Rotella SX40 or equivalent) B. Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., March 26, 2009 C. Contact : Fisheries Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido 060-8588 Japan Phone : 011-204-5486 北海道告示第83号 森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。 平成21年2月6日 北海道知事 高橋 はるみ 1(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字井寒台260の1地先・286の2地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。） (2) 指定の目的 土砂の流出の防備 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
--	---

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字冬島85の1・108（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第84号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成21年2月6日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 上川郡当麻町5033の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び当麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

支 庁 告 示**北海道石狩支庁告示第4号**

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の5第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年2月6日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1(1) 住 所 札幌市豊平区月寒東1条13丁目4番1－507号
- (2) 商号又は名称 キャッシングいちよし
- (3) 氏 名 原 幸司

- (4) 登録番号 北海道知事(1)石第02982号
- (5) 登録取消年月日 平成21年1月28日
- 2(1) 住 所 札幌市白石区東札幌2条5丁目6－9
- (2) 商号又は名称 キャッシュプラザ
- (3) 氏 名 大原 圭亮
- (4) 登録番号 北海道知事(1)石第03035号
- (5) 登録取消年月日 平成21年1月28日

北海道石狩支庁告示第5号

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成21年2月6日

北海道石狩支庁長 富 樫 秀 文

- 1(1) 住 所 札幌市東区北19条東7丁目3番25－701号
- (2) 商号又は名称 スモールプラン
- (3) 氏 名 山田 剛
- (4) 登録番号 北海道知事(1)石第02958号
- (5) 登録取消年月日 平成21年1月28日
- 2(1) 住 所 札幌市北区新川2条6丁目9番38号
- ライラックガーデンⅡ－101号
- (2) 商号又は名称 マネーサポート
- (3) 氏 名 乙川 眞生
- (4) 登録番号 北海道知事(1)石第03015号
- (5) 登録取消年月日 平成21年1月28日

北海道上川支庁告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年2月6日

北海道上川支庁長 坂 口 収

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
- 調達をする物品等の名称及び数量は、次のアからエまでに掲げるものについて、それぞれ次のアからエまでに定めるところによるものとし、それぞれ入札を実施する。

ア 複写機の賃貸借その1 (ア) 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。以下同じ。） 1 か月当たりの単価及び1 枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1 台 1 か月当たり17,000枚 イ 複写機の賃貸借その2 (ア) 複写機の賃貸借 1 か月当たりの単価及び1 枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1 台 1 か月当たり20,000枚 ウ 複写機の賃貸借その3 (ア) 複写機の賃貸借 1 か月当たりの単価及び1 枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1 台 1 か月当たり37,000枚 エ 複写機の賃貸借その4 (ア) 複写機の賃貸借 1 か月当たりの単価及び1 枚当たりの単価 (イ) 調達台数及び調達予定枚数 1 台 1 か月当たり9,700枚 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契 約 期 間 平成21年4月1日から平成24年3月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰すべき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」という。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれ	がないと認められること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。 (5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成21年2月6日から2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁地域振興部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道上川支庁地域振興部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階 301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川支庁地域振興部総務課） (2) 入 札 日 時 平成21年3月5日 午前10時30分（送付による場合は、同年3月4日までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
---	---

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
平成20年2月26日付け北海道上川支庁告示第29号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、その旨
を10に定める契約担当組織に電話で申し込むこと。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借その1からその4までについてそれぞれ実施する
ものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単
価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた
それぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの入札金額
（単価）に、1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合
計金額が最低である者を落札者とする。

なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1
をいう。）を用いても差し支えない。

10 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、
次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道上川支庁地域振興部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号
電話番号 0166-46-5908

11 Summary

A. Nature and quantity of the products to be procured :

Lease of copy machines (Maintenance services and consumable supply included, except
paper and staples) :

Lease of copy machine No. 1 : 1 machine

Lease of copy machine No. 2 : 1 machine

Lease of copy machine No. 3 : 1 machine

Lease of copy machine No. 4 : 1 machine

B. Bid tendering date and time : 10 : 30 A. M., March 5, 2009

(Mailed bids must arrive no later than March 4, 2009.)

C. Contact : Administrative Division, Department of Regional Promotion, Kamikawa
Subprefectural Office, Hokkaido Government
Address : 1-1, 6-jo 19-chome, Nagayama, Asahikawa, Hokkaido 079-8610 Japan
Phone : 0166-46-5908

道教育庁上川教育局告示

北海道教育庁上川教育局告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する
協定の適用を受ける。

平成21年2月6日

北海道教育庁上川教育局長 辻 敏 裕

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 複写機の賃貸借

ア 複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給を
含む。以下同じ。）

1台1か月当たりの単価及び1枚当たりの単価

- イ 調達台数及び調達予定枚数

34台 1台につき1か月当たり平均4,900枚

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契 約 期 間 契約期間は、平成21年4月1日から平成26年3月31日までと
する。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更し、又は組
織機構の統合、改編、再編若しくは廃止により当該契約期間を
変更することがあり得る。

- (4) 納入場所及び台数 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成19年北海道告示第13号又は平成20年北海道告示第43号に規定する物品の賃貸借の
資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 道と締結した契約の履行に当たり、粗雑な契約履行、履行遅滞など債務者の責に帰す
べき理由による契約不履行その他重大な又は悪質な契約違反（以下「契約不履行等」と
いう。）をした者について、この入札に係る契約については契約不履行等をするおそれ

がないと認められること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたこと及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の決定を受けてないことが確認できた者であること。 (5) 調達をする物品等の要求する仕様を満たす機種における契約の適正な履行が可能であることを証明した者であること。 (6) 当該調達物品に関し、迅速な点検、調整及び消耗品（ステープル及び用紙を除く。）の供給の体制が整備されているものと認められること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成21年2月6日から同年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁上川教育局企画総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎3階301号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道教育庁上川教育局企画総務課） (2) 入札日時 平成21年3月12日 午前10時（送付による場合は、同年3月11日までに必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。	7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。ただし、入札説明書の交付に代えて、当該入札説明書の内容を記録した電磁的記録を電子メールにより送信することもできるので、電子メールによる送信を希望する場合は、その旨を契約担当組織に電子メール（アドレス：kamikyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp）で申し出ること。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 入札は1の(1)に掲げる複写機の賃貸借を一括して実施するものとし、落札決定に当たっては、有効な入札をした者のうち、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、1か月当たりの賃貸借の基本料金の入札金額（単価）に、複写1枚当たりの入札金額（単価）に調達予定数量を乗じて得た金額を加えた合計金額が最低である者を落札者とする。 なお、1枚当たりの入札金額（単価）に1円未満の計算単位である銭（円の100分の1をいう。）を用いても差し支えない。 9 その他 北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道教育庁上川教育局企画総務課 (2) 所在地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1番1号 電話番号 0166-46-4944 10 Summary A. Nature and quantity of the products to be procured : copying machine 34 1 set B. Bidding date and time : 10:00 A. M., March 12, 2009 (If mailed, bids must arrive no later than March 11, 2009.) C. Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Kamikawa District Bureau of Education, Hokkaido office of Education Nagayama 6, 19, Asahikawa, Hokkaido, 079-8612, Japan Phone : 0166-46-4944 道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第28号
---	---

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正する。

平成21年2月6日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

別表函館方面八雲警察署の部相沼の項中「熊石相沼町143番地」を「熊石相沼町1番地の5」に改め、同表釧路方面池田警察署の部利別の項中「字利別本町14番地10」を「字利別本町16番地の27」に改める。

北海道警察本部告示第29号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成21年2月7日から施行する。

平成21年2月6日

北海道警察本部長 鎌 田 聡

別表札幌方面東警察署の部札幌の項中「及び2丁目」の次に「、東雁来11条1丁目」を加え、同表札幌方面滝川警察署の部黄金町の項所管区の欄を次のように改める。

同 文京町1丁目から4丁目まで、東町8丁目の一部（国道12号以西）、黄金町、朝日町及び二の坂町の東1丁目から東4丁目まで及び西1丁目から西4丁目まで、二の坂町、幸町3丁目及び4丁目、南滝の川の一部（国道12号以西）並びに泉町の一部（264番地から326番地まで）

別表札幌方面滝川警察署の部東滝川の項所管区の欄を次のように改める。

同 東滝川町1丁目から4丁目まで、流通団地1丁目から3丁目まで、東滝川、北滝の川の一部（東第1授業場通り以西を除く。）、東町8丁目の一部（国道12号以西を除く。）、東町の一部（東町池の前通以北）及び南滝の川の一部（国道12号以西を除く。）

別表札幌方面室蘭警察署の部室蘭駅前の項中「室蘭市海岸町1丁目20番地6」を「室蘭市海岸町1丁目1番13号」に、「山手町及び海岸町の1丁目から3丁目まで、祝津町及び絵鞆町1丁目から4丁目」を「祝津町及び絵鞆町の1丁目から4丁目まで、山手町及び海岸町の1丁目から3丁目」に改め、同表釧路方面根室警察署の部桜橋の項所管区の欄を次のように

改める。

同 本町1丁目から5丁目まで、松ヶ枝町、花咲町、梅ヶ枝町、緑町、常盤町及び清隆町の1丁目から3丁目まで、弥栄町及び弥生町の1丁目及び2丁目、平内町、北斗町、定基町及び松本町の1丁目から4丁目まで、岬町1丁目から5丁目まで、花園町1丁目から9丁目まで、西浜町7丁目から10丁目まで、穂香、幌茂尻並びに温根沼

別表釧路方面根室警察署の部駅前を次のように改める。

駅 前			同 光和町2丁目7番地	同 光和町、大正町及び幸町の1丁目から3丁目まで、昭和町及び宝林町の1丁目から4丁目まで、月岡町1丁目、西浜町1丁目から6丁目まで、敷島町1丁目及び2丁目並びに東和田
-----	--	--	-------------	---

別表釧路方面根室警察署の部厚床の項中「、2丁目」を「及び2丁目」に、「および東海」を「並びに東梅」に改め、同部花咲の項を次のように改める。

花 咲	同 花咲港164番地3	同 花咲港、光洋町2丁目の一部（16番地から34番地まで）、4丁目及び5丁目、宝林町5丁目、月岡町2丁目並びに桂木
-----	-------------	---

別表釧路方面根室警察署の部歯舞の項中「歯舞4丁目40番地」を「歯舞4丁目40番地1」に、「、2丁目」を「及び2丁目」に、「および」を「並びに」に改め、同部納沙布の項中「納沙布33番地」を「納沙布33番地8」に、「および」を「及び」に改める。